

浦安市入札等審査会規程

昭和55年 4 月 1 日

訓令第 1 号

改正昭和56年 3 月 20 日訓令第23号

(題名改称)

昭和56年 7 月 10 日訓令第35号

昭和56年10月 29 日訓令第39号

昭和57年 3 月 31 日訓令第 3 号

昭和59年12月 11 日訓令第 9 号

昭和60年 8 月 16 日訓令第11号

昭和60年10月 2 日訓令第12号

昭和62年 4 月 6 日訓令第 6 号

平成 3 年 4 月 1 日訓令第 4 号

平成 5 年 4 月 7 日訓令第 8 号

平成 9 年 3 月 31 日訓令第 6 号

(題名改称)

平成11年 1 月 19 日訓令第 1 号

平成11年 4 月 15 日訓令第 9 号

平成12年 4 月 24 日訓令第 6 号

平成13年 6 月 29 日訓令第11号

平成16年 4 月 9 日訓令第 6 号

平成17年 3 月 31 日訓令第 4 号

平成18年 3 月 31 日訓令第 4 号

平成19年 3 月 30 日訓令第 9 号

平成20年 5 月 14 日訓令第 5 号

平成21年 4 月 13 日訓令第 8 号

平成22年 4 月 15 日訓令第 7 号

平成24年 3 月 30 日訓令第 5 号

平成25年 3 月 28 日訓令第 1 号

平成25年10月 8 日訓令第 8 号

平成26年 2 月 27 日 訓令第 1 号
平成26年 8 月 1 日 訓令第 4 号
平成28年 3 月 31 日 訓令第 3 号
平成30年 3 月 30 日 訓令第 6 号
平成31年 3 月 27 日 訓令第 1 号
令和 4 年 3 月 30 日 訓令第 2 号
令和 4 年 12 月 21 日 訓令第 10 号
令和 5 年 3 月 29 日 訓令第 4 号
令和 7 年 2 月 21 日 訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 契約事務の適正な執行を確保するため、浦安市入札等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(昭56訓令23・平9訓令6・令4訓令2・一部改正)

(審査を受ける義務)

第 2 条 次の場合には審査会の審査を経なければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号の場合で、設計金額又は予算額が2,000万円未満のもの及び第 5 号の場合で、契約事務規則（平成 8 年規則第24号）別表に定める契約の種類ごとに同表に定める金額以下のものについては、この限りでない。

- (1) 指名競争入札に参加させるべき業者（共同企業体を含む。以下同じ。）を指名するとき。
- (2) 一般競争入札を実施するとき。
- (3) 入札参加資格を有する者の指名停止又は入札参加の除外若しくはその除外の解除をするとき。
- (4) プロポーザル方式又はコンペ方式による随意契約を実施するとき。
- (5) 1 者を特定して行う随意契約（前号の随意契約及び審査会の委員長が審査を行う必要がないと認める随意契約を除く。以下同じ。）を実施するとき。

(平9訓令6・平25訓令1・全改、平26訓令1・令4訓令2・令4訓令10・令7訓令1・一部改正)

(所掌事務)

第3条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 指名競争入札に参加させるべき業者の指名に関すること。
- (2) 一般競争入札に参加する者の資格要件に関すること。
- (3) 入札参加資格を有する者の指名停止又は入札参加の除外若しくはその除外の解除に関すること。
- (4) プロポーザル方式又はコンペ方式による随意契約の実施に関すること。
- (5) 1者を特定して行う随意契約の実施に関すること。

2 前項の規定による審査のほか、審査会は、前項各号に係る契約事務の執行に関し必要な事項について意見を付することができる。

(昭60訓令11・全改、平9訓令6・平25訓令1・平26訓令1・平26訓令4・令4訓令2・令7訓令1・一部改正)

(組織)

第4条 審査会は、委員長及び委員をもつて組織する。

2 委員長は、副市長の職にある者をもつて充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもつて充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 企画部長
- (3) 財務部長
- (4) 市民経済部長
- (5) 環境部長
- (6) 都市政策部長
- (7) 都市整備部長
- (8) 教育次長
- (9) その他審査に付された案件を担当する課の長等で委員長が必要と認めるもの

(昭56訓令23・昭56訓令35・昭57訓令3・昭59訓令9・昭62訓令6・平5訓令8・平9訓令6・平11訓令9・平12訓令6・平13訓令11・平16訓令6・平17訓令4・平18訓令4・平19訓令9・平20訓令5・平21訓令8・平22訓令7・平24訓令5・平28訓令3・平30訓令6・平31訓令1・令5訓令4・一部改正)

(職務)

第5条 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、財務部長の職にある者が、その職務を代理する。

(昭56訓令23・昭56訓令39・昭62訓令6・平13訓令11・平19訓令9・
一部改正)

(会議)

第6条 審査会は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日に招集する。
ただし、委員長が必要と認めるときは、その日を変更し、又は臨時に招集することができる。

(1) 4月から9月まで 毎月1日及び15日

(2) 10月から翌3月まで 毎月15日

- 3 前項の開催日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下これらの日を「休日」という。）に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日を開催日とする。

- 4 審査会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。

- 5 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(昭56訓令23・平11訓令1・平12訓令6・平25訓令8・令4訓令10・
一部改正)

(報告)

第7条 委員長は、審査会の会議の結果を速やかに市長に報告しなければならない。ただし、市長があらかじめその必要がないと認めたものについては、この限りでない。

(昭56訓令23・一部改正)

(秘密の保持)

第8条 審査会の会務内容については、部外者に漏れないよう秘密の保持を守

らなければならない。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、財務部契約課において処理する。

(昭56訓令23・昭56訓令35・昭57訓令3・昭62訓令6・平5訓令8・
平13訓令11・平19訓令9・平21訓令8・一部改正)

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (昭和56年3月20日訓令第23号)

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年7月10日訓令第35号)

この訓令は、公示の日から施行し、改正後の浦安市建設工事等指名業者選定審査会規程の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56年10月29日訓令第39号)

この訓令は、公示の日から施行し、改正後の浦安市建設工事等指名業者選定審査会規程の規定は、昭和56年10月15日から適用する。

附 則 (昭和57年3月31日訓令第3号)

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年12月11日訓令第9号)

この訓令は、公示の日から施行し、改正後の浦安市建設工事等指名業者選定審査会規程の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (昭和60年8月16日訓令第11号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (昭和60年10月2日訓令第12号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (昭和62年4月6日訓令第6号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成3年4月1日訓令第4号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成5年4月7日訓令第8号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日訓令第 6 号）

この訓令は、公示の日から施行する。ただし、第 4 条第 3 項第 2 号の改正規定は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 1 月 19 日訓令第 1 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成 11 年 4 月 15 日訓令第 9 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成 12 年 4 月 24 日訓令第 6 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成 13 年 6 月 29 日訓令第 11 号）

この訓令は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 9 日訓令第 6 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日訓令第 9 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 14 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 20 年 5 月 15 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 13 日訓令第 8 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 15 日訓令第 7 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 28 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 8 日訓令第 8 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年 2 月27日訓令第 1 号）

この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 8 月 1 日訓令第 4 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日訓令第 3 号）

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日訓令第 6 号）

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月27日訓令第 1 号）

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月29日訓令第 2 号）

この訓令は、令和 4 年 3 月30日から施行する。

附 則（令和 4 年12月21日訓令第10号）

この訓令は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月29日訓令第 4 号）

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月21日訓令第 1 号）

この訓令は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。